



令和2年4月22日(水)
国土交通省 関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所

記者発表資料

霞ヶ浦大山スロープへの車両進入禁止措置
の実施について

茨城県知事からの要請及び美浦村との調整を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、霞ヶ浦大山スロープ(茨城県稲敷郡美浦村大山地先)における車両進入禁止措置を実施します。

実施期間: 令和2年4月25(土) から令和2年5月6日(水)まで
※車両進入禁止実施期間については、今後の状況により変更になる場合があります。

実施箇所: 茨城県稲敷郡美浦村大山地先(大山スロープ)
別紙車両侵入禁止区域図参照

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・茨城県政記者クラブ
土浦記者クラブ・鹿島記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所

副所長 杉原 郁夫 (すぎはら いくお)

占用調整課長 新田 英樹 (にした ひでき)

TEL 0299-63-2411 (代表)

FAX 0299-63-2419

大山スロープ車両進入禁止区域図

